

旧慣期沖縄県における徴兵制度成立過程の分析：  
沖縄警備隊と沖縄警備隊区設定の論理

福岡, 且洋 / FUKUOKA, Katsuhiko

---

(出版者 / Publisher)

法政大学沖縄文化研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

沖縄文化研究

(巻 / Volume)

27

(開始ページ / Start Page)

247

(終了ページ / End Page)

293

(発行年 / Year)

2001-03-31

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00002763>

# 旧慣期沖縄県における徴兵制度成立過程の分析

## — 沖縄警備隊と沖縄警備隊区設定の論理 —

福岡 且洋

はじめに

### (一) 問題の所存

「沖縄県には軍馬一頭」この言葉は近代沖縄県と軍との関係の希薄性を揶揄する言葉としてしばしば引用される(1)。これは、近代沖縄県が沖縄警備隊区として設定され独特の徴兵制度形態がとられたために、軍の部隊が存在していなかったことを捉えてである(2)。

近代沖縄県では琉球処分時に県内治安維持と統治権明示を目的に、熊本鎮台(第六師団)から沖縄分遣隊が派遣され駐屯する時期もあったが、日清戦後その存在意義の消滅から召還されている。その

後、明治三二年の徴兵制施行により沖縄警備隊区司令部が設置されたが、その権限は徴集事務の執行に限定されており、沖縄県から徴集された壮丁については、第六師団下の各連隊（陸軍）に入営することとなっていたのである。

それでは従来沖縄近代史の先行研究において、この独特の徴兵制度形態とされる沖縄警備隊区制度が、どのようにとらえられ言及されているのかを大別すると、次の通りとなる。一つは事実についての指摘を概略的に触れている記述（3）。一つは同形態について評価するもので、その評価は「沖縄県を特別視する制度、植民地扱いする差別制度」と位置付ける傾向が強い記述（4）。また近年では、台湾の領有による沖縄県の軍事的地位の低下をその理由に求めるなど、その背景に触れる記述も見える（5）。しかしながら、後者においても徴兵制度上、警備隊区とはどのような制度であるのか、何故沖縄県には警備隊区という形態が取られたのか、といった制度の構造や、適用背景の問題については言及していないなど、沖縄警備隊区の設置経緯と理由についての分析は不十分なままである。

ここで問題にしたいことは、総じて沖縄県における徴兵制度はその「特殊性」は指摘されつつも、制度の内実や構造の解明については、乏しい状況にあることである（6）。このような制度史研究の希薄性を考えたとき、警備隊（連隊区）司令部が設置存在しながらも、部隊が編成されなかった事象について、さしあたり、こうした制度形態を設定した歴史的背景及び制度の設置論理と特徴を考察することが必要である。

## （二）分析方法と対象

以上提示した問題については、近代沖縄の徴兵制度全般を通時的にとらえた詳細な検討が必要とされるが、同分野ではほとんど研究蓄積がなされていないテーマであることを踏まえ、本論では分析の視点として以下のようなアプローチを試みるものである（7）。

まず時代区分については、近代沖縄のスタートである処分置県時から徴兵制施行時までの所謂、旧慣期の徴兵制度と沖縄県の関係を取り扱うものである。従来沖縄近代史で、この時期の徴兵制度とその施行問題については、概説で触れられる程度で考察の対象とされることもなく、その評価は概して低いものである（8）。しかし、旧慣期（旧慣路線確定後）といっても、例えば地方制度改革の改革が検討されていたように、旧慣路線とともに改革路線が対抗関係で進展していたことを踏まえれば、徴兵制度政策についても全くその進展がなかったとは考えにくい。また、本土に比べ遅延して適用された徴兵制度の構造、特徴、問題点を考える上でも、なぜ、沖縄県への適用が遅れたのかという問いを設定し、旧慣期における成立過程とその要因について分析の対象とすることは、沖縄県における徴兵制度の歴史的意義を考える上で、不可分な作業といえる。

分析の方法と対象については、沖縄県が日本の徴兵制度、特に軍政上の軍管・徴兵区編成とその制定過程において、どのように位置付けられてきたのかを明らかにし、従来明確に意識されてこなかつ

た制度上の変遷過程とその位置付け、それを既定した論理と問題状況を把握できるよう試みる。

具体的には、沖繩県を対象とする徴兵区として設定されながら、連隊区制度とは異なる要素も持つ警備隊区制度に注目し、この警備隊区制度がどのような経緯と理由で制定されてきたのか成立過程を探り、その特徴と設置の論理について分析する。また、この成立過程に適宜、同時期の沖繩県の防衛問題や兵事行政状況をリンクさせることで、制度と旧慣期沖繩県との相互関係についても把握したい。警備隊区制度に注目する理由は、一つは警備隊区が沖繩県のみでなく、その他の地域も対象とした制度であること。一つは徴兵区編成の進展のなかで、この制度が目指していた理念とそれを拒む問題点が顕在化しているからである。このため、制度が沖繩県にどのような影響と問題を与えたのかについて分析し、警備隊区制度適用地域の事例を提示することで、警備隊区制度成立過程の論理構造を具体的に知ることができる。

本論は以上指摘した研究状況と問題点をふまえ、徴兵制度史研究の分野に沖繩県における「特別制度」の研究を位置付け、その特徴の構造を明らかにし、沖繩県の徴兵制度の歴史的理解を容易にする上での一助をなすことを目的とした。

## 一章 警備隊区の設置過程

### (一) 島嶼地域における徴兵・国防の充実と問題

明治三二年の徴兵制施行にあたり沖繩県は軍管区上、沖繩警備隊区として設定された。警備隊区とは制度上、明治二二年五月二日、勅令第三三三号「陸軍管区表」の制定に伴い、師管・旅管の下に大隊区とともに新たに設定された徴兵区である(一)。それまでの鎮台制度では、全国は七軍管にわけられ、二師管から形成される各軍管には鎮台を、各師管には営所を置くことと規定されていたが、明治二一年の一連の師団制度への移行にともない改められた。陸軍管区表において警備隊区に設定されたのは、それぞれ表一の地域である。

表一から明らかなように、警備隊区の設定対象は島嶼地域であり、その設定には島嶼事情と問題が関係しているといえる(二)。昨今、高江洲昌哉の研究によって、島嶼地域が近代日本の地方制度編成において、行政技術の効率性と優劣の価値の事山から差異を設定、「例外化」されていたことが実証によって明らかにされているが(三)、島嶼地域における法制度の画一的施行とそれ許さない事情とは、なにも地方制度のみではなく徴兵制度にも密接に関係する問題であったのである。

では、具体的に島嶼地域における徴兵問題とはどのようなものであったのか、事例として伊豆諸島の場合を例示してみたい。「徴兵の問題は、内地と違い、なかなか容易ではなく、島における大問題

表一 警備隊区の設置状況

師管	旅管	警備隊区	管府県
第一	第一	小笠原島	東京 小笠原島
第二	第三	佐渡	新潟 雑太郡・羽茂郡・加茂郡
第五	第九	隠岐	島根 周吉郡・穂地郡・海士郡・知夫郡
第六	第十一	大島	鹿児島 大島郡・熊毛郡・取謨郡
第六	第十一	沖繩	沖繩
第六	第十二	五島	長崎 南松浦郡
第六	第十二	対馬	長崎 上縣郡・下縣郡

だった」と言及される伊豆諸島では、徴兵令の施行は航海上の交通不便問題により、明治二〇年まで実質的に猶予される状態にあった(4)。

施行後の明治二二年に東京府が、管轄の麻生大隊区司令官へ協議した「伊豆七島徴兵事務執行基準」からは、徴兵事務条例では対応できない伊豆諸島における徴兵事務の状況が確認できる。伊豆七島は一徴募区として設定されながらも、徴兵検査は東京で行なうことの規定や、島役所の地役人・名主の徴兵事務権限の明記と、徴兵検査及び新兵入営の出京引率方法(島制改革による島庁設置は明治三三年)などが明記されていることから、交通問題だけに留まらず島嶼地域が、徴兵制度の画一的施

行と運営を阻む状況下におかれていたことを確認できる(5)。

では、このような問題状況を持っていた島嶼地域を対象に設定された警備隊区とは、徴兵制度上どのような歴史的過程で成立した制度であるのか、またその特徴はどのようなものであったのかについて以下分析していきたい。

はじめに警備隊区が設置されるまでの経緯を概観すると、明治二二年の改正徴兵令では、兵員を集すべき地域との関係を設定した軍事行政区域(徴兵区)について「全国ヲ別ツテ七大徴兵区トシ各軍管ノ区域」に従う(第九条)と規定していた(6)。さらに、その下に師管、旅管、連隊、大隊、中隊の各徴兵区の設定を明記したが、「旅管以下ノ徴兵区ハ未タ之ヲ設置セス」とされ、「故ニ使府県ノ管地ニ從ヒ之ヲ使府県徴兵区トス」と、末端の徴兵区については府県を単位とするものであった。このために、徴兵令改正前の明治二二年九月一五日に、制定された鎮台条例による軍管区の設定が、この時期の徴兵区基準となる。

明治一六年の改正徴兵令でも、徴兵区については基本的にそのまま明治二二年の形を踏襲したが、(第二四条)軍管及師管に基づく徴兵区域の別表が添付され、その管轄とされる府県が詳細に規定されることとなった(7)。

同徴兵令改正後、翌一七年一月七日陸軍省は参事院に対して、「軍管区域改正ノ件」を上申している(8)。これは「徴兵令改正軍管及師管ノ徴兵区域ヲ定メラレタルニ依リ鎮台条例中ニ掲クル所ノ軍

管区域モ亦改メサル可ラサル」のであるが、「軍備拡張ノ折柄ニ付鎮台条例中百般ノ御改正ヲ要スル」ため、「一時ニ改正難相成候付漸ク以テ着手」したので、先に「管区域ノミ」改正に着手することが目的とされた。一月二三日参事院は陸軍省の上申に対して、鎮台条例の「改正ハ他日に譲リ先ツ別表ノミ」改正することを了解するとの回答を行なった。

こうして鎮台条例の改正（明治一八年五月一八日）に先立ち、管区表のみ先行して改正されることとなり、同表において各師管の徵募する管国郡区が詳細に規定されることになった。なお、この時点での管区域による徴兵区分では、後に警備隊区として設定される沖縄県を含む全国の島嶼地域の位置付けについては、制度上明確には示されておらず曖昧なものであった。

しかし、この一連の大きな制度改革の中で、後の警備隊区に設定される島嶼地域の徴兵と国防制度の充実という問題が、陸軍省においては注目視されている。すなわち、陸軍省は明治一八年九月一日参事院に対し、改正後の管区域表中、第一師管内に小笠原、第三師管内に佐渡、第九師管内に隠岐、第十一師管内に大島、沖縄、第十二師管内に五島、対馬をそれぞれ分営として追加することを上申した。参事院は上申について依存なしと回答、明治一八年一〇月、陸軍省達第五五号によって、各分営が追加明記されることとなった(9)。

そして、島嶼部の分営における徴兵制度運営組織及び指揮系統についての具体案として、陸軍では「対馬国警備隊ノ件」を上奏した(10)。この上奏のなかで、島嶼における徴兵と国防問題が、どのよ

うに議論されていたのか確認すると、その基底にあつた問題は島嶼性であることがわかる。それは、地理交通上「距離遠遠ニシテ且波濤ノ険」があり、「平時ハ軍令及ヒ経理上尤モ不便ニシテ戦時ハ応援分合ニ利ナラス」故、「一般兵備ノ法」では運営上支障をきたすためであった。このため、島嶼防衛の在り方として「駐屯ノ兵隊ハ稍独立ノ勢ヲナシ緩急ノ際外援ヲ待ツコトナクシテ防禦ノ任ニ耐ユル」体制が求められていたのであるが、この体制を現行制度で実現するためには次の課題があつた。

徴兵令二五条では「各鎮台ニ属スル歩兵ハ其師管徴兵区限り之ヲ徴集ス」と規定しており、必然的に島嶼は徴兵区が縮小限定されるため、この状況下での徴兵時には「一時ニ多数ノ兵ヲ島内ニ徴スル能ハス亦多年ノ間徴兵ヲシテ悉ク在營セシム可ラス」という状況が存在したためである。

したがって、島嶼へは「平時ハ課役苛ナラスシテ以テ不慮ニ備ルニ足リ戦時ハ急ニ兵員ヲ増加」することが可能な、「現役ノ兵員ヲ減シ予備及ヒ後備ノ編成ヲシテ完全ナラシム」制度の導入と検討が必要とされていた。次節ではこうした問題を解決すべく、立案された警備隊条例について、その後の展開を分析する。

## (二) 警備隊条例の成立過程と構造

警備隊条例の成立過程についてのべると、具体的には対馬をその対象として制定されていたといえる。既に対馬の防衛問題は、朝鮮を巡る問題からその前年の明治一八年頃から具体的に注目されて

いた。同年六月二十七日大山陸軍大臣は「対馬国へ分遣兵ノ儀ニ付上申」を三条太政大臣に提出した(11)。このなかで対馬は、国防上重要であるにも関わらず「若干ノ警備」をする状態であり、「現時東洋ノ形成不穩ノ事態モ有之」ことから「警備ノ方法相立候迄当分」の間、暫定的に広島鎮台の歩兵一中隊を派兵したいと述べられ、この上申は七月二日に認められて、対馬には分遣隊が派遣されることになった。

その後、明治一八年一二月に参謀本部で条例案が起案され、陸軍省との協議後、大山陸軍大臣は同条例案に賛同、その後、同案は翌一九年六月二日に「対馬国警備隊ノ件上奏」として閣議諮議された。

この中では、分営として明記した「該島嶼之儀ハ何レモ枢要ノ地ニシテ護国ノ警備不可欠去逆様子本土ニ遠隔シ且波濤ノ險アルニヨリ有事ノ際軍隊ノ派遣等ニ弁スルヲ得サル」ために、「特別ノ方法ヲ以テ夫々警備隊」を設置することが建議されている。ただし、「其編制ハ地勢ニ従ヒ一定ノ法ヲ以テスルヲ不得ニ付各島ニ就テ追々取調上奏」する方針とのべた上で、時勢上対馬は最重要の地であるため、条例制定後は「差當リ同国ニ警備隊」を設置すると具申された。

したがって、警備隊条例は対象とされた分営全般を対象としているが、あくまで対馬に力点がおかれ制定されたことに留意したい。次に、「陸軍省案」と「法制局修正案」との対比検討から、どのような論理構造で警備隊条例が志向されていたのかを確認したい(12)。

### 陸軍省案

第一条 分営ノ内小笠原島佐渡隠岐大島沖繩対馬ノ諸島嶼ニハ警備隊ヲ置キ官地ヲ守護シ管内ノ警備ニ任セシム

第三条 警備隊ノ編成ハ其地勢ト兵員ノ多寡トニ依リ必ス一定ノ法ヲ以テスルヲ得ス故ニ各所ニ就テ特ニ之ヲ定ム

### 法制局修正案

第一条 分営ノ内小笠原島佐渡隠岐大島沖繩対馬ノ諸分営ニハ漸次警備隊ヲ置ク

### 第三条 削除

陸軍省案では「官地ヲ守護シ管内ノ警備ニ任セシム」と警備隊の目的が記述されたのに対して、修正案では目的は削除されている。また、各分営における個別法の規定を明記した第三条も削除されることになった。警備隊条例が対馬を力点に草案されたことは先述したが、陸軍省案は島嶼における基本法としての位置付けの意向が強い案といえる。

しかし、法制局修正案では警備隊の目的は明記せず、分営に警備隊を置くことのみを明記、さらに

設置時期についても第一条へ「漸次」を挿入することで明確化しないなど、陸軍省案の構想を実現するものではなく、試行的な性格が強い案となっている。

警備隊条例は勅令第七五号で同年一月二日に公布され(13)、同日閣令第三二号で七分営中、実際対馬に警備隊が置かれることになった(14)。同条例の公布と同時に徴兵令も改正され、「警備隊ヲ置キタル島嶼ノ壮丁ハ悉皆之ヲ警備隊ニ充テ該地内ニ於テ服役セシム但在営時間ハ一ヶ年以内トス」(第八条)、「警備隊ヲ置キタル島嶼ハ各別ニ一区ト為ス」(第二四条)、「島嶼ノ分営ニ属スル諸兵ハ其島嶼徴兵区限り之ヲ徴集ス」(第二五条)と加えられ、徴兵令との関係も規定されたのである(15)。警備隊という語句からは、ある部隊が派遣され駐屯するというイメージが伴うが、その構造は国防上の観点を踏まえ七つの島嶼地域を対象とした徴兵運営制度である(16)。具体的特徴としては分営(島嶼)をひとつの徴兵区として独立して扱い、兵員を総て該島嶼の壮丁の徴集で成立させている。そして、島嶼の社会環境事情を考慮し、徴集期間は一年と短縮し且つ、入営日も年に二回に分割するという方法をとっていた。さらに警備隊司令官には管内の島嶼全体(後警備隊区)の徴兵及び有事時における権限が、一任されていたことがあげられる。

しかし、同制度は適用が対馬に限られたことからわかるように、総ての分営に適用される制度ではなかった。したがって、適用はあくまで試行的で慎重に行なわれ、制度の性格も弾力的に規定されていたといえる。

### (三) 警備隊区制度の法整備

明治三十二年一月二日に法律第一号によって徴兵令が改正された。では、この国民皆兵の原則を名実ともに確立したとされる同徴兵令以降、警備隊制度はどう位置付けられていったのであろうか。

徴兵令改正に先立つ明治二十一年五月二日に鎮台条例が廃止され、勅令第二十七号で師団司令部条例が制定され師団制度が発足した。これに伴いそれまでの徴兵区分も大幅に改正されることになり、勅令第三二号の「陸軍管区表」の制定によって師管旅管内の細部徴兵区分は四八の大隊区に区分され、管轄下の府県郡を所管することになった。そして、この大隊区内の府県郡は、さらに数個の監視区に区分された。

明治一八年の軍管区表に追加された分営の位置付けは、新たに警備隊区として設定されることになった。(前掲表一参照)但し、備考において警備隊設置までは警備隊区は下記の各大隊区に属すとされたために、実際に警備隊区が存在したのは、対馬警備隊区のみであった。その他の警備隊区については表二の大隊区に属すと規定された(17)。

同改正徴兵令における警備隊の位置付けは、「警備隊ヲ置キタル島嶼ノ壮丁ハ総テ之ヲ警備隊ニ充テ其地ニ措テ服役セシム但在営期限ハ一ヶ年以内トス」(第八条)(18)。また、細部については同年五月に改正された徴兵事務条例で、「徴兵区ハ師管旅管及大隊区又ハ警備隊区ノ区域ニ從フ」(第一条)、

表二 警備隊区の附属連隊区一覽

師管	旅管	警備隊区	付属とされた大隊区
第一	第一	小笠原島	麻布大隊区
第二	第三	佐渡	柏崎大隊区
第五	第九	隠岐	松江大隊区
第六	第十一	大島	鹿児島大隊区
第六	第十一	沖繩	鹿児島大隊区
第六	第十二	五島	長崎大隊区
第六	第十二	対馬	※対馬警備隊区のみ設置される

「警備隊ノ兵員ハ其警備隊区ヨリ徴集ス」と規定された(19)。このように、警備隊制度は基本的な路線は踏襲され、徴兵令・徴兵事務条例との関係においても一定の法的整合性のもとで、各師管内の島嶼部を対象に、大隊区に準じた徴兵区画として区分されたのである。しかしながら、警備隊区は警備隊の設置がその設定の前提である。このため実際は制度が確立したわけではなく、区分したという状態にとどまるもので、その運営方法や法整備状況については、必ずしも明確なものではなかったのである。

明治三二年二月二十八日に至り、新たに「警備隊区司令部条例」が制定された(20)。同条例は大隊区的位置付けを明記した大隊区司令部条例に相当する条例で、警備隊区司令官の指揮系統とその職務権限が明記されることになった。しかしながら、「警備隊区司令官ハ警備隊司令官之ヲ兼務ス」(第二条)、「警備隊区司令部位置ハ警備隊常屯ノ地トス」(第八条)と規定され、同条例の適用についても警備隊の設置がその前提とされた。このため、警備隊制度に関する運営法については、警備隊の位置付けには警備隊条例が、警備隊区的位置付けには警備隊区司令部条例と、二つの運営法が並立する状態であった。

この並立状態が改正されるのは明治二九年のことで、大隊区の改正による連隊区制の実施に伴い、警備隊区については同時に「警備隊司令部条例」が制定されたことによる(21)。同条例による改正点は、警備隊区内の警備保護の規定(第一条)、がなされたことである。そして、警備隊区司令部条例が、警備隊設置を前提とした上で効力をもつ条例と位置付けであったことに対して、同条例では警備隊の設置如何を問わず、警備隊区全般の位置付けと運営についてが、明確化されることとなった。この制定に伴い警備隊区司令部条例は廃止され、また、警備隊条例も同年一二月に廃止されることとなった(22)。

こうして警備隊司令部条例が制定されたことにより、警備隊区の運営方法は一元化することになったが、実際の警備隊区運営に関しては、従前を踏襲する連隊区付属扱いとする状態(表二を参照)が依然継続した。

警備隊区制度は、制度の目的では島嶼部の現実に対応した徴兵制度として設定されたもので、明治二九年の警備隊司令部条例の制定によって、一定の位置付けを得たといえる。しかし、実運用面では、各島嶼の個別事情と問題は、依然「其編成ハ地勢ニ従ヒ一定ノ法ヲ以テスルヲ不得」という状況であり、同制度の一元的運用を阻んでいたのである(23)。

## 二章 沖繩県における徴兵制度をめぐる動向

### (一) 明治一八年の徴兵制施行計画と兵事行政体制

第二章では警備隊区の設置に至る過程を概観してきた。これを踏まえ本章では、具体的に沖繩県への徴兵制施行問題を地域問題との関係で捉え、どのように進展していったのかを分析することにしよう。

まず、琉球処分後の徴兵令(明治一二年太政官布告第四六号)における沖繩県の取扱については、第六八条で第六軍管熊本鎮台常備下の管下諸県に位置付けされており、ここでは特に沖繩県には適用を遅延するとの明記はなされていない(1)。また「鎮台条例」(明治一二年)においても、琉球分営の設置が明記されている(2)。しかし、実際の徴兵事務を既定した「後備軍司令部条例」(明治一四年)では管府県に位置付けられていないなど若干の相違を確認できる(3)。

こうした状況についての判断は現時点ではできないが、この時期の沖繩県への徴兵制度適用問題が、所謂、旧慣問題の存在だけに留まるものではなかったことにも注意する必要がある。「一八八〇年代前半に参事院で作成された『島嶼ト地方制度』において「沖繩諸島ハ一大二旧ヲ存ス(中略)兵役戸籍課税ノ法ハ漸次執行スルコトヲ要ス」と記載あることから、沖繩県の内因・外因という問題だけでなく、地方制度の遅延と特例化が既定されたのでなく、島嶼性に起因する遅延の論理にも留意する必要がある」と述べる高江洲昌哉の見解は、徴兵制度適用の遅延論理についても充分考慮すべきであると考えるからである(4)。

つまり、沖繩県の旧慣改革が予定され、「明治一八年ヲ期シテ金禄ヲ公債ニ改メ同時ニ徴兵令ヲ施クベシ」という施行計画が、存在していた中で認められる適用に関する遅延及び、前述のズレという状況を、旧慣という要因だけで説明することは不十分だからである(5)。

なお、この施行計画は、明治政府の明治一八年を中途とした沖繩県の旧慣改革に連動するものであったが、明治一六年四月の上杉解任岩村着任に象徴されるように、それ以降における明治政府の沖繩政策の転換(旧慣存続)にともなって廃案になったとされる(6)。すなわち、明治一六年一二月二八日に「太政官布告第四六号」で徴兵令改正が行なわれているが、同別表においては「徴兵ハ現今沖繩県ニ之ヲ行ハス」と明記されていくのである(7)。では、この一連の過程については、実際の県政レベルではどのような動向があったのか確認してみる。徴兵令改正の準備として、明治一四年九月二七日に大山陸軍卿は三条太政大臣宛に「徴兵ノ儀ニ付建議」を提出し、戸籍法の改正による徴兵忌避の

弊害除去、逃亡失踪者の追跡処分方法の考案、地方庁への徴兵（兵事）課の設置を太政官に希望した。さらに明治一五年一月一日には「府県徴兵比較表」を提出、各府県壮丁の全数と合格者の比率が均一でないことを示し、これは地方において徴兵法の施行が当を得ず、徴兵事務担当吏員の責任が軽く、人物にめぐまれていないためと陳述した（8）。

この時、各府県の徴兵事務体制の不統一さと吏員の不十分さを明示するための参考資料として「各府県徴兵事務担当官吏等級並人員表」が添付されているが、この調査には沖繩県も該当しており、沖繩県の徴兵事務担当は庶務課戸籍掛兼掌と分類され、四名の徴兵事務担当官吏の等級が見える（9）。若干の補足をすると、各府県の徴兵事務担当状況は、庶務課戸籍掛兼掌、庶務課戸籍掛中分掌、庶務課分掌、庶務課兵籍掛の四形態あり、順をおって徴兵事務体制が完備されていることを示しており、沖繩は一番不備な体制であったことがわかる。

沖繩県庁の行政日誌である『沖繩県日誌』の明治一五年一月二六日条には「徴兵並ニ予備軍後備軍及諸生徒恩給其他陸海軍ニ係ル事務担当ノ課掛名称官吏として「未夕徴兵令施行無之候ニ付兵籍専務ノ者ハ無之」のため、「当分庶務課戸籍掛ニ於テ取扱」をしていると解答した記述があり、同調査の裏付けを確認できる（10）。

確かに、上杉県令時代、明治一六年一月の庶務課戸籍掛の職務規定を確認すると、その中に「他官庁ヨリ部民ヲ召徴スルトキ之ヲ喚起スル事」と規定があることが確認できる（11）。また、上杉から岩

村への交代時に引継された「庶務課戸籍掛書類目録」の中には、明治一五年及び一六年の「陸軍省達綴」の名前がみえる（12）。したがって、この時期の沖繩県政における徴兵事務体制の存在は、明治一八年の徴兵制施行計画を裏付ける事例の一つといえる。

だが、明治一六年ごろからの政府の県治方針の転換にともない、この体制にも変化が見られる。大山の「徴兵ノ儀ニ付建議」を実現した、明治一六年一月三日「太政官達第二号」による全国的な兵事課設置についても、「札幌根室沖繩ノ三県ヲ除ク」と規定され、その設置は見送られることとなった（13）。

また、県政でも上杉が更迭され岩村となると、戸籍掛の職務規定から、従前の項目は削除されていく。そして、明治一六年一月二六日の元老院会議における「徴兵令改正ノ儀」では、「徴兵ハ現今沖繩県ニ之ヲ行ハス」と決定され、明治一八年を目指した施行計画は中止されるのである（14）。

以上のように制度適用の遅延化の直接原因には、沖繩県の内外的要因に起因する旧慣存置政策が、影響していると考えられるが、旧慣改革が予定されていた時期においても相違が認められることを踏まえるなら、島嶼地域の例外化による要因にも留意する必要があるといえる。

## （二）沖繩の防衛問題に関する政府と県庁の認識

それでは、沖繩県への徴兵制施行問題はその後、どのような進展をみせたのであろうか。沖繩を合

む島嶼地域が徴兵問題の關係で認識され、その方法として警備隊制度が検討されていた時期は、沖繩は琉球帰属をめぐる日清緊張問題、清仏戦争の余波などから、具体的な防衛という観点からも認識されている時期でもあった。

明治一九年五月に沖繩諸島及五島対馬の巡回を命じられた山県内務大臣は『復命書』の中で、「沖繩ハ我南門対馬ハ我西門ニシテ最要衛ノ地ナレハ此ノ諸島要港ノ保護警備豈抛弁シテ之ヲ不問ニ付スヘケンヤ」と、防衛問題が看過できないと記述している(15)。そして「不問ニ付スヘケンヤ」というように、沖繩の防衛は「固ヨリ以テ南海海防ノ用ニ供スルノ目的」でなく、琉球処分時に「民心ヲ鎮撫スルガ為」に派遣した熊本鎮台沖繩分遣隊のみであり、「一旦事アルニ當リ如此寡少ノ兵豈能ク事ヲ弁スルニ足ラン」状態であった。このため、防衛の充実に課題であり、「南海諸島常備軍隊ノ制ヲ確定」することが「今日ノ急務」と指摘して、沖繩県への徴兵制度導入を示唆する提言をしている。

しかしながら、山県はこのような提言をのべつつも、その具体的実施については難色を示した。ここで山県が悪念する問題とは、「維新ノ恩典ヲ願ミス兩屬ノ念頑然猶絶エス」という沖繩の民心と社会状況の不安定さと、県民の「國家意識」の浸透度という沖繩の内的問題であり、こうした状態の沖繩県民を徴兵し、沖繩を防衛させることは「方今ニ在テ決テ行フ可ラサルハ論ヲ俟タス」ことであると述べている。

このために、沖繩県に対して徴兵制導入を図るためには、「漸ヲ以テ徴兵ノ招集ニ応セシメ各隊ニ編入スルノ法ヲ設ケ常ニ各鎮台二分派シ我内地ノ制度風俗及ヒ兵制ノ大要ヲ領知セシメ新陳交換」するという、徴兵制度の段階的实施と壮丁を本土へ送った上での教育訓練が必要であり、この結果「漸次其島人ヲシテ一団體ノ常備兵ヲ編成セシムルノ目的ヲ以テセハ兵制ノ基礎ヲ鞏固ナラシメ且其費用モ頗ル節減スル」ことが可能になると指摘した。

では、ここで山県の「帝国ノ南門」という沖繩認識と、徴兵制施行への難色という態度との関係についてはどのように考えたらよいのであろうか。

山県巡視の三ヶ月後、大迫沖繩県知事は山県宛に、清国南洋艦隊の沖繩來襲を懸念しての具体的対応策「内務大臣提出沖繩県知事上申事変準備ノ件」を提出した(16)。これに関しては、西里喜行の研究に詳しいので詳細は省くが、大迫が上申した一〇項目の提案のうちで、南西諸島周辺の巡視のための汽船導入、知事の赴任に伴う軍艦の派遣、臨時経費三万円の下付など、明らかに防衛対策に関する事項は総て却下され、警官の増援など主に沖繩の民心の取り締まりに関する事項についてのみ承認している。この事例から、県庁側が当時沖繩の対外防衛問題に過敏ともいえる反応を示したのに対して、政府は対内的治安維持のみを重視している傾向が看取できる。

さらに、ここで注意したいのは、山県によって沖繩と共に軍事視察され、「帝国ノ西門」と位置付けられた対馬との防衛対策の相違点である。対馬への分遣隊の派遣決定から警備隊の設置に至るまで、

その対応について比較すると対照的である。つまり、政府認識では沖繩防衛について、「此寡少ノ兵豈能ク事ヲ弁スルニ足ランヤ」と評価されつつも、従前の分遣隊による駐屯継統で防衛可能という判断の下、対外防衛の充実に内面的問題が優先される対応がとられた。その結果、警備隊の具体的設置まで至らなかつたと考えられる(17)。

しかしながら、県当局がこうした政府の防衛判断に満足したわけではなかつた。大迫知事は、山県宛に「内務大臣提出沖繩県知事上申事変準備ノ件」を提出した四日後には、大山陸軍大臣宛に「本県巡查教習用トシテ村田銃百挺及ヒ一挺ニ付二百発宛ノ彈藥実包」の貸し渡しを求める上申を行なっている(18)。これ以後、明治二〇年初頭まで沖繩県から陸軍省に対しては、度々「警察の教習用」として、銃の貸し渡しもしくは払い下げを請う上申が行なわれ、陸軍省はこれを了解することが史料から確認できる(19)。

ここでは、沖繩県側が警察教習用といいつつ、当時各鎮台でも完全装備されていなかった新式銃の村田銃を要求していること。陸軍省から村田銃に代わって貸し渡された旧式のスナイドル銃については、「彈藥製造其他取扱上不都合ノミナラス、往々破損之憂ヒモ有之」ことを理由にして、あくまで村田銃にこだわりの要求したことがわかる。

この県庁の動きは、警察力の強化充実に求めるという意味で、対内的な治安対策に重点をおいたものといえるが、新式銃の装備を要求することに留意すれば、対外有事に備え、警察力を防衛力として代替しようとしていたとも推察できる(20)。そして、陸軍省もこの県庁の行動については「本県之儀ハ絶海之島嶼」であることを理由にして「特別ヲ以テ」了解していたのである。

以上の日清戦前における沖繩の国防問題は、沖繩が帝国の南門と位置付けされたために、政府高官の来県が相次ぎ、その結果軍事的に重要視されていたという、後世理解されるような単純な歴史図式で把握できるものではなかつたのである(21)。

### (三) 明治二〇年代の動向

その後、政府において沖繩県に対する徴兵制度施行問題は、下記のように扱われていった。地方兵事行政は明治一九年七月に勅令第五四号地方官制の公布により、各府県第二部内に「兵事二関スル事項」担当の課の設置(第二四条)が規定されるとともに、同年九月「陸軍省訓令甲第一号」で兵事課が設置されていない府県についても、「兵事二関スル事項担任ノ課長ヲシテ服行セシム」と規定されたが沖繩県は除外とされ、兵事行政体制は停止されていた(22)。徴兵区編成でも明治二二年以降の師団制度の施行で、沖繩県は沖繩警備隊区として設定されたが、暫定的に鹿児島大隊区の鹿児島監視区下の管轄におかれることとなった(23)。

そして、明治二二年の改正徴兵令で「本令ハ(中略)沖繩県並東京府管下小笠原島ニハ當分之ヲ施行セス」(第三三条)と規定されることとなった(24)。明治二〇年代、沖繩県への徴兵制施行はこの

よくな経過の下、再び日清戦争という国防上の問題が浮上するまでは検討されなかつたといえる(25)。沖繩県側からのこの時期に徴兵制度の施行を直接求めるような請願等は、特に史料として現時点では発見できていないが、明治二二年の丸岡知事による「沖繩県治二関スル知事ノ建議書」では、徴兵令実施の準備として戸籍調査費用が要求されていること(26)。また、明治二六年に沖繩を調査した笹森儀助は、名護間切における間切吏員との問答において、「問フ徴兵令ハ如何」との質問に対して、吏員が「本県ハ警備隊ヲ置クト定マリシノミニテ未タ実行ナシ」と答えていること(27)。これらの事由から、政府で施行が「凍結」された二〇年代でも、沖繩県側では徴兵制施行について、沖繩警備隊区と警備隊の設置という形で行なわれる認識があつたことがわかる。

旧慣存置路線が確定した以降、徴兵制施行を阻む大きな理由の一つは確かに、沖繩県の内的問題要因に起因する旧慣問題であつた。このため、結果的にはこの時期の沖繩県への徴兵制施行は見送られることになった。しかし、このことは完全な徴兵制施行計画の凍結や停滞を意味していたのではない。なぜなら、沖繩県への徴兵制施行については、警備隊制度という日本の島嶼地域における徴兵制度問題、現実的な国防・防衛問題の中でとりあげられ検討されていたからである。

### 三章 沖繩警備隊区司令部条例の成立と構造

#### (一) 沖繩警備隊区の独立設置

旧慣地方制度改革の着手と日清戦後経営という状況の中、明治三〇年七月に勅令第二五八号によって、翌年からの沖繩県への全面的徴兵制施行が公布された(1)。(なお教員に対する六週間現役兵制度という形で徴兵制の一部施行が明治二九年から実施された)それでは、実際の徴兵制度運営と組織についてどのように既定されたのかというと、軍管区上の徴兵区分としての警備隊区は、沖繩警備隊区として従前とおり踏襲されたものの、その運営については新たに沖繩警備隊区司令部条例が、制定されることとなった。

この時期の警備隊区における運営方法には、①警備隊設置までは連隊区附属とする形態、(連隊区附属型)②対馬のように警備隊司令部条例が適用される形態(警備隊設置型)の二つが存在していた。(警備隊区に指定された島嶼地域の運用法変遷については文末の別図一を参照)では、なぜ沖繩警備隊区へはこのいずれもの形態が適用されず、新たな運営方法として沖繩警備隊区司令部条例が制定されたのが問題になる。

明治三一年三月五日勅令第三六号によって「沖繩警備隊区司令部条例」が公布された(2)。これは同日公布された勅令第三四号「陸軍管区表改正」によって、従来の備考第一項「警備隊設置迄ハ(中

略) 沖縄県八鹿児島連隊区ニ属ス」の部分「及沖縄県」ノ四字ヲ削除シ」と改正されたことに連動したものである(3)。ここでは、陸軍において沖縄警備隊区司令部条例が、法制上どのような論理で制定されたのかについて、その過程と構造を分析することとする。(沖縄県の軍管区上の位置付けについては文末の別図二を参照)

明治三十一年一月軍務局長・経理局長・医務局長・人事課長は連名で「陸軍管区表及連隊区司令部条例中改正並沖縄警備隊区司令部条例制定ノ件」を起案し二月四日、参謀総長及び監軍に対して協議を図った(4)。参謀総長は同一六日に異なることを解答し、同案はその後上奏され、三月五日付、勅令第三四号及び三六号で公布されることになった。備考欄から沖縄県を削除する理由について、「陸軍管区表中改正ノ理由」第六項では、以下のように記載してある。

#### 六 備考二就テ

明治三十一年ヨリ沖縄県ニ徴兵令施行ニ就テハ従前ノ如ク沖縄警備隊区ヲ鹿児島連隊区ニ属スルトキハ同連隊区ハ他ノ連隊区ニ比シ区域廣大ニ過キ徴集人員等ニ不平均ヲ生スルノミナラス沖縄警備隊区ヨリ徴集スル歩兵ハ皆之ヲ歩兵第四十五連隊ニ入営セシメサルヘカラス然ルニ沖縄警備隊区ハ絶海ノ群島ヲ包轄シ交通極メテ不便ナルニ依リ動員ニ際シ在郷兵ヲ召集スルニ多数ノ時日ヲ要シ時機ヲ失スルノ慮無キ能ハス而シテ此弊害ヲ独り歩兵第四十五連隊ニ負担セシムルハ動員計画ノ上許ス

ヘカラサルコトナリトス依テ沖縄警備隊区ハ之ヲ独立ノ徴兵区ト為シ該警備隊区ヨリ徴集スル兵ハ第六及第十二師団ノ各隊ニ入営セシメ以テ動員上ニ関スル右ノ不利ヲ避ケントスルニ在リ

ここでは沖縄警備隊区への徴兵制施行に際して、連隊区附属形態は踏襲されず、独立警備隊区として設置する方向が確認できる。そして沖縄警備隊区を従前のとおり鹿児島連隊区附属扱いとした場合、鹿児島連隊区において、次の点において弊害が発生すると述べている。

その① 鹿児島連隊区の区域が廣大化することによって徴集人員等に不平均が発生する。

その② 徴集された沖縄の壮丁が総て鹿児島連隊へ徴集される。

その③ 沖縄は交通の不便上、沖縄在郷兵を動員する時にその時期を失する危険性がある。

これら弊害の総てを鹿児島連隊区の負担とすることは、「動員計画ノ上許スヘカラサルコト」という事由を指摘した。

つまり、この改正理由書で沖縄警備隊区が、従前の連隊区附属形態から回避された理由の力点は、鹿児島連隊区の区域の拡大化と、動員計画に伴う問題に置かれている。すなわち、視点は鹿児島連隊区の立場からのもので、沖縄警備隊区は受身である。

ではここで、問題視されている沖縄警備隊区を持つ問題点とは、「絶海ノ群島ヲ包轄シ交通極メテ不便」であること。また「動員ニ際シ在郷兵ヲ召集スルニ多数ノ時日ヲ要シ時機ヲ失スル」という点

であり、島嶼性による徴兵動員と徴兵運営上の障害ということになる。

今ひとつ指摘したいのは、この理由からは警備隊制度に要求される島嶼防衛(国防)上の観点を、看取することができないことである。この点が問題として取り上げられていないことは、沖繩警備隊区の性格を考える上で重要である。なぜなら、島嶼防衛問題の存在を前提に既定される警備隊区でありながら、沖繩警備隊区の場合、この前提問題が問題視されていないからである。

## (二) 警備隊司令部条例の適用問題

次に、本来独立した警備隊区の運営法として明治二十九年に規定された警備隊司令部条例が、沖繩警備隊区に適用されなかったのかという理由と問題点について検討したい。前述の理由書では、従来の連隊区附属形態が存続しなかった理由について指摘するのみであって、この点に関しては全く記載がみえない(5)。

### 沖繩警備隊区司令部条例制定ヲ要スル理由

#### 一 陸軍管区表改正ノ理由第六項ニ述ル旨趣ニ基キ本条例制定ノ必要アルニ由ル

ところで、警備隊司令部条例がこの時点で適用されていたのは、対馬警備隊区のみである。ただ、

同条例が当初から対馬のみを対象としていたのであれば、対馬に限定するという方法もあったわけである。したがって、同条例は警備隊区全般への適用を前提に制定されたと考えられ、沖繩警備隊区もその適用対象であったといえる。

そこで、ここでは沖繩警備隊区司令部条例と警備隊司令部条例について、司令官に与えられた権限の相違点の比較を行い、二条例の差異を明らかにしたい。

### 沖繩警備隊区司令部条例

司令官ハ第六師団長ニ隷シ警備隊区内徴兵事務及召集事務ヲ掌ル(第一条)

司令官ハ警備隊区内ニ現在スル在郷軍人及各補充兵役ニ在ル者ノ身上異動其ノ他願届ニ関スル事ヲ掌ル(第二条)

### 警備隊司令部条例

警備隊司令官ハ師団長ニ隷シ部下軍隊ヲ統率シ平紀、風紀、訓練、教育内務及其ノ他一般ノ経理事務ヲ総理シ警備隊区内ノ警備保護ニ任ス(第一条)

警備隊司令官ハ警備隊区内徴兵事務ヲ警備隊区内徴兵事務及召集事務ヲ掌リ又警備隊ノ動員計画ヲシテ違算ナカラシムノ責ニ任ス(第一条)

警備隊司令官ハ警備隊区内ニ現在スル在郷軍人及各補充兵役ニ在ル者ノ身上異動其ノ他願届ニ関スル一切ノ事ヲ管理ス (第三条)

司令官兵力ヲ以テ便宜事ニ従フコトヲ得 (第四条)

沖縄警備隊区司令官が沖縄警備隊区司令部条例の第二条及び第三条で、徴兵徴集事務のみをその権限とするのに対して、警備隊司令官は警備隊司令部条例で、これに加えて動員計画に関する権限が既定されている。さらに同条例第一条では部隊の指揮権が、第四条では有事にあつての部隊指揮権が規定されている。島嶼の独立防衛を目的とする警備隊区制度とは、区内で壮丁を徴集し、部隊を編成することを前提とした制度であるため、警備隊司令部条例では旅団・連隊区司令部が有していた同様の権限をもっていたのである。さらに島嶼という地域的特徴ゆえ、有事における司令官の独立指揮権なども設定され、警備隊区内一切を管掌する強い権限が既定されている。

しかし、沖縄警備隊区司令部条例において、その権限として既定されたのは徴兵及び召集に関する事務権限のみである。したがって警備隊区と沖縄警備隊区との差異、すなわち、沖縄へ警備隊司令部条例が適用されなかった要因とは、警備隊司令部条例で規定された島嶼防衛時における部隊指揮・統率等(部隊編成)の権限付与に関する部分である。この条例の適用を根拠として、「沖縄警備隊区ハ之ヲ独立ノ徴兵区ト為」されつつも、「該警備隊区ヨリ徴集スル兵ハ第六及第十二師団ノ各隊ニ入營」

するといふ、部隊編成権のない警備隊区となり、その司令部も警備隊司令部でなく、警備隊区司令部とされたのである。

それでは、実際なぜこのように沖縄警備隊区司令部条例が制定されなければならなかったのか、(部隊編成権が与えられなかったのか)という疑問について、それを明確に示した史料も見つかっていないため、不明な点が多い。

ここでは警備隊区制度からの考察という留保付けのもとで、部隊編成権の問題について言及したい。この問題も基本的には島嶼性に起因する徴兵動員や、運営問題を基底に持つことは「改正理由書」が指摘したとおりであるが、問題を解く鍵は、島嶼防衛を目的とする警備隊区制度の性格と、沖縄県の置かれていた状況を踏まえて、その上でなにが問題として優先されたのかである。

警備隊区制度は基本的には島嶼の国防有事への対応の必要性から、独立徴兵区として組織運営・徴集部隊編成を行なうことが基本であり、島嶼防衛(国防)問題を対応とした制度である。では、この時期、沖縄の国防問題はどのような状態であつたかという点、日清戦争勝利による領土の影響をあげることができる。領土による国防の位置付け変化のなかで、沖縄への警備隊設置が必要かという問題が存在していたといえる。

もう一つの問題は、徴兵運営に関して沖縄の持つ内的問題要因である。それは、例えば言語取得等の壮丁教育方法であり、突き詰めれば沖縄における軍隊組織の維持運営問題である(6)。

つまり、警備隊区制度という枠組み下において、島嶼防衛（国防）問題を優先させるのか、沖縄県の内的要因問題を優先させるのが問題とされ、本来優先されるべき沖縄県の島嶼防衛問題は、その懸念度の低下から、沖縄警備隊区への徴兵制の施行と運営については、島嶼防衛問題に規定されることなく、「島嶼防衛の必要でない島嶼地域という位置付け」にあつたといえる。このため、沖縄の内的要因問題への対応を優先した運用を可能とする環境が存在していたのであり、警備隊区でありながら、沖縄警備隊区の徴集壮丁は区内で編成されず、九州の各連隊に編入されるという形態が発生したと考えられる。

### まとめ

#### (一) 警備隊区制度とは

本論では旧慣期沖縄県への徴兵制度適用について、沖縄警備隊区の設置過程に着目し検討してきた。はじめに警備隊区制度の特徴についてのべると、徴兵制度における警備隊区制度とは当初、国防上の観点と必要性に基づき、壮丁人員数・交通・動員計画等で、通常の大隊（連隊）区制度では不都合が発生する島嶼地域を対象に、徴兵問題を解決し該地域の統一された運営を目指す制度として制定された。しかし、島嶼地域における徴兵制度運営の基盤制度として制定されながらも、実際は各島嶼の

地域的な要因に既定され、警備隊条例では「漸次置ク」と明記されたように、国防問題の切迫が急がれた対馬警備隊区以外は、適用が見送られることになった。このため当初の警備隊区運営は、警備隊条例と警備隊区司令部条例が並立し、警備隊の設置がその適用の前提とされるなど、十分に整備されず曖昧な点も多かった。明治二十九年の警備隊司令部条例の制定により、警備隊区は一定の位置付けを得ることになったが、その後警備隊区の組織運営とは一元化の方向性ではなく、①警備隊司令部条例が適用された対馬警備隊区、②独立した警備隊区として設定されたが暫定的に、指定の連隊区附属とされた隠岐・佐渡・大島・五島（既存）小笠原（明治三二年より徴兵制施行のため新設）警備隊区、③沖縄警備隊区司令部条例が適用された沖縄警備隊区と、三つの分化形態をとる制度として、存在することとなった。なお、各警備隊区の以後の変遷については別図一を参照してほしい。

#### (二) 沖縄警備隊区の設置過程と論理

次に沖縄県への徴兵制度適用とその方法について述べると、島嶼における徴兵制度としての警備隊区制度を基軸とした論理と視点を踏まえ理解する必要があることを指摘できる。つまり、沖縄は島嶼という要因に基づき警備隊区に設定され、その組織と運営法の位置付けは、基本的には同制度に基づいて行われたからである。

そして旧慣期に徴兵制が施行されなかった理由には、時期に応じて背景に違いがあると、そ

の要因を沖縄の歴史的要因に起因した問題に収斂することだけでは十分でないことは、分析したとおりである。簡単にまとめると、旧慣路線確定以前では島嶼性による遅延が、それ以後では沖縄の島嶼防衛問題の切迫から安定への変化が一要因として考えられる。旧慣期における沖縄県の徴兵制度適用については、旧慣問題と別の視点からの理解も必要なのである。

この、沖縄警備隊区における防衛問題の安定は、徴兵制施行に関して本来、警備隊区制度が希求した島嶼独立防衛の必要性を低下させ、沖縄の内的要因問題を優先させる状況を生み出した。さらにまた、部隊編成権を規制する形の（持たない）沖縄警備隊区司令部条例が制定され、結果的に沖縄警備隊区は独特の徴兵形態を発生することとなったのである。

次に、この部隊編成権を規制した沖縄警備隊区司令部条例そのものの特徴については、この条例自体が大正七年の沖縄連隊区司令部条例への改正時まで、存在したことを指摘しなくてはならない。さらに厳密には、改正後の沖縄連隊区司令部条例も基本的な骨子は変わっていないため、近代沖縄を通じて存続した制度であった（一）。

このように、沖縄警備隊区は基底では、沖縄県のみを対象とした問題状況と特別の論理で、適用されたものではなかった。したがって、在地連隊の未設置という事象を捉えて、沖縄だけが特別・植民地的処遇であったというような平易な解釈は、捨て去れねばならないのである。

しかしながら、この沖縄警備隊区の設置は先行研究が指摘するように、九州各兵営における沖縄出

身兵の受けた問題や、県内知識人の反応等の諸相も生み出した。この制度が沖縄における徴兵をどのような形で既定していったのか、沖縄県民側にとどのような影響を与えたのか、この問題については稿を改め言及することとしたい。

### 注

はじめに

- (1) 例えば、近年刊行された『概説 沖縄の歴史と文化』（沖縄県教育委員会、二〇〇〇年）五六頁においても、次のように記載されている。「このような軍備といえるものがない状態は「沖縄県には軍馬一頭」（司令官の乗馬が一頭しかない）と椰揄された。（中略）まさに当時の沖縄は事実上軍隊も基地もない、日本国内では「特殊な県」であった。この沖縄が、ほどなく日米両軍の激しい戦場になり、戦後は米軍の「基地の島」になろうとは、誰が想像できたであろう。」

- (2) 沖縄警備隊区は、大正七年五月二十九日の軍令陸第十六号、陸軍管区表中改正によって削除され、同時に沖縄連隊区として新設された。

- (3) 古典として例示できる、防衛庁防衛研修所戦史室『沖縄方面陸軍作戦』（朝雲新聞社、一九六八年）一六頁では「明治四十年に沖縄警備隊司令部が那覇に設置」として誤引されるなど、設置年や名称についても精査されていないかった。その後の、一連の沖縄県史刊行による研究の進展により訂正されてきたといえるが、

制度の内容については全く触れられていない状況であり、史料調査・分析で不十分な点が見受けられる状況である。参考『沖繩県史別巻 沖繩近代史辞典』（沖繩県教育委員会、一九七七年）一四五・一四七頁、『沖繩県史第一巻 通史編』（沖繩県教育委員会、一九七六年）四七一頁。

- (4) 例えはこうした見解は、大江志乃夫の「郷土部隊をもたなかった一つの例外が沖繩県であった。（中略）沖繩県民を植民地の被支配民族なみに扱ったのであった。」（『徴兵制』、岩波書店、一九八〇年）一一二頁や、藤原彰の「沖繩県だけが郷土連隊がなかったのである。これは沖繩の防衛の軽視であり、沖繩県民に対する差別であるといえるであろう。」（『天皇と沖繩戦』、立風書房、一九八七年）一八頁。などに見られる。

- (5) 台湾領有による沖繩の軍事的価値の低下と、軍隊の未設置の関連性について述べたものとして、秋山勝「軍事からみた沖繩近代史」（『沖繩関係学研究会論集 第三号』沖繩関係学研究会編、一九九六年）がある。ここでは、漢那憲和の演説や照屋宏の論説を引用して、沖繩の軍事状況の背景と意義を分析しているが、資料が明治三〇―四〇年代のものであり、時期的に沖繩警備隊区制度が設定されるまでの過程と状況についてまでは把握していないといえる。

- (6) 制度史研究の希薄性が「近代沖繩県の軍事は価値がなかった」という記述や、沖繩警備隊区制度を「差別」として捉えるなどの解釈を補強している面があるだけでなく、近代沖繩県における徴兵制度という事象を議論する範囲を「限定」しかねないと考えるからでもある。

- (7) 沖繩県の徴兵制度史についての本格的な議論が行なわれていないことについては、まず、沖繩近代史の研究蓄積と水準を要因として提示できる。また同分野が沖繩戦研究に力点が置かれ、議論分析されてきたことも一因としてあげられる。このため、制度史研究では一九七〇年代以降、大きな進展は認められないという状況である。

- (8) 例えは、『沖繩県史第一巻 通史編』（沖繩県教育委員会、一九七六年）四六九―四七〇頁では、沖繩への徴兵制の遅延理由について、「沖繩県及東京府下小笠原島二徴兵令施行ヲ要スル理由」を引用して、「一八八五年（明治十八）を期して「徴兵令ヲ施クヘシ」という計画を立てながら、それが実施にうつされなかったのは「当時去り難キ事情」があったためであることが知られる」と言及するに留まっている。

## 第一章

### (1) 『法令全書』

- (2) ここで言及している島嶼地域とは警備隊区に適用されている地域（島嶼）のことを指しており、厳密にいえば、地方制度の例外化とされた地域（町村制ヲ施行セザル島嶼、明治二年、勅令第一号）とは重なり合わない島嶼地域もある。以下の表を参照。（町村制未施行の部分については高江洲昌哉に協力を得た。）なお、地方制度の例外化の論理と警備隊区設定の論理は、別論理であると考えるのが賢明であり、この点に関しては交通上の問題だけではなく、国防上の位置問題・徴集人員の問題などを視野に入れることで、今

後さらに検討していく必要があると考える。

第一章注二の表 島嶼地域における警備隊区設定と町村制施行比較表

軍師管	府県	島嶼名	町村制施行状況	警備隊区の設定
第一	東京府	小笠原島	未施行	小笠原島警備隊区
第一	東京府	伊豆七島	未施行	※麻生大隊区下
第二	新潟県	佐渡	施行	佐渡警備隊区
第五	島根県	隠岐	未施行	隠岐警備隊区
第六	鹿児島県	大島及び周辺離島	未施行	大島警備隊区
第六	沖縄県	沖縄	未施行	沖縄警備隊区
第六	長崎県	五島	施行	五島警備隊区
第六	長崎県	対馬	未施行	対馬警備隊区

(3) 高江洲昌哉「島嶼行政構造の基礎研究の前提として—島嶼・沖縄からみた「明治」地方制度—」(『沖縄関係学研究会論集 第三号』沖縄関係学研究会編、一九九六年)を参照。

(4) 『伊豆諸島東京移管百年史 上巻』(伊豆諸島東京移管百年史編さん委員会、東京都島嶼町村会、一九八一年)二八九—二九四頁では、「また、特別に交通不便な伊豆諸島においては、そう簡単には徴兵制度が施行

されなかった。(中略)東京からの船も不定期では執行を猶予するほかはなかった。ここに伊豆諸島の航海上よりの施行猶予という特例が生じたといつてよい。」と言及している。この他、新兵入営時の附添人旅費支弁問題などの存在についても事例を提示し、指摘している。

(5) 伊豆諸島は警備隊区の適用地域とはならなかった島嶼地域であるが、ここでは徴兵制度の画一的運営を阻む状況下におかれていた島嶼地域という意味で、便宜的に使用している。

(6) ・(7) 『法令全書』。

(8) ・(9) 『法規分類大全第一編 兵制門三 陸海軍官制三 陸軍三』。

(10) 『公文類聚』第十編 明治一九年 卷之十三 兵制門一 陸海軍官制二(2A-11-類259) 国立公文書館蔵。同資料については高江洲昌哉のご教示によるものである。史料は「警備隊条例」、「対馬国兵備案」、「対馬警備隊編成表」、「対馬警備隊予算表」、「勅令案」から構成されている。

(11) 『公文録』(2A-10-公3976) 国立公文書館蔵。

(12) 『警備隊条例』(10)に同じ。

(13) ・(14) ・(15) 『官報』第一〇一七号 明治一九年二月一日。その後、警備隊の入営期日については、明治二〇年二月五日、陸軍省令第三号で第一次が二月、第二次が六月と規定、明治二一年七月二三日、勅令第五七号の警備隊条例改正では、兵卒の在営期間の延長などが規定されるなど法整備がなされていた。

- (16) 七分宮の内、五島は警備隊条例で警備隊設置の対象とならなかった。しかし、警備隊区の設置（陸軍管区表制定）によって警備隊の設置対象となった。
- (17) ・(18) ・(19) ・(20) 『法令全書』。
- (21) 「勅令第五五号」『官報』第三八一九号 明治二十九年三月二十六日。
- (22) 「勅令第三八五号」『官報』第三八一九号 明治二十九年三月二十六日。
- (23) (10) に同じ。

## 一章

- (1) 『法令全書』。
- (2) ・(3) 『法規分類大全第一編 兵制門三 陸海軍官制三 陸軍三』。
- (4) この指摘については、高江洲昌哉『南風原町議会史』第二章近代沖繩の地方制度と議会（南風原町刊 行予定）を参照。
- (5) 「沖繩県地方制度改正ノ件」『沖繩県史 第一三卷』琉球政府、一九七二年。
- (6) 安良城盛昭「旧慣温存期の評価」『新沖繩史論』沖繩タイムズ社、一九八〇年、二二七頁。
- (7) 『法令全書』。
- (8) 兵事課の設置経緯と意義については、古典として遠藤芳信「一八八〇—一八九〇年代における徴兵制と地

方行政機関の兵事事務管掌」（『歴史学研究 四三七号』一九七六年）や加藤陽子の『徴兵制と近代日本』（吉川弘文館、一九九六年）などの分析がある。

- (9) 『公文録』明治十六年 陸軍省一月一頁全（2A-110-公3546）国立公文書館蔵。
- (10) 『沖繩県史 第一卷資料編一』（琉球政府、一九六五年）六三三頁。
- (11) 「本県庁更正ノ件」『沖繩県史料 近代三 尾崎三良岩村通俊沖繩関係史料』沖繩県沖繩史料編集所 沖繩県教育委員会、一九八〇年、三四四頁。
- (12) 「第四号庶務課書目」『沖繩県史料 近代四 上杉県令沖繩関係史料』沖繩県沖繩史料編集所、沖繩県教育委員会、一九八三年、二八四頁。
- (13) 『法令全書』。
- (14) 『元老院會議筆記 後期第十八卷』（元老院會議筆記刊行会、一九七四年）。なお、後備軍司令部条例改正（明治十六年六月二十六日）においても、沖繩県は適用の除外とされていった。
- (15) 『沖繩県史料 近代三 尾崎三良岩村通俊沖繩関係史料』（沖繩県沖繩史料編集所、沖繩県教育委員会、一九八〇年）四五七頁。
- (16) 西里喜行「幻の黄色い軍艦と太田朝敷」『太田朝敷選集 中巻 月報二』第一書房、一九九五年）を参照。
- (17) 沖繩の防衛問題が火急であったならば、時期的に考えても大迫知事の上申などの認識が、警備隊制度の導入と具体的設置という形で反映される可能性があってもよいからである。山県の一連の対馬・沖繩視察は

警備隊設置に關すれば、その設置可否判断を下すための性格があつたと考へる。また、警備隊制度は基本的に徵兵制度の施行が前提とされる制度であるため、山県が復命書で指摘するように導入にあつては、この点が当時の沖繩社会環境上から懸念されたといえる。このため、筆者は防衛認識の判断結果と、沖繩社会への徵兵制の適用可否という二つの要因から警備隊の設置が見送られたと考へる。

(18) 「巡查教習用トシテ銃器彈藥借受之件」『陸軍省大日記』中『老日記』明治一九年八月所収 防衛庁防衛研究所所蔵。

(19) この指摘については、近藤健一郎「防衛庁防衛研究所所蔵沖繩関係史料—「陸軍省大日記」中『老日記』—」『沖繩県史研究紀要 創刊号』、沖繩県立図書館史料編集室、一九九五年）を参照。

(20) この点については、分遣隊との關係を分析することで明確化すると思われ。例えば、遠藤芳信が「陸軍六週間現役兵制度と沖繩県への徵兵制施行」『北海道教育大学紀要 第三卷第二号』、一九八三年）の中で指摘している、日清戦争時に陸軍が沖繩県の警察官をして分遣隊の補助任務に従事させるという計画などの問題を通して日清戦争以前の状況を窺うことができる。

(21) つまり、政府と沖繩県庁の沖繩防衛に対する認識の違いが認められるということである。従来、伊波普猷（『中学時代の思出』）や太田朝敷（『沖繩県政五十年』）の回想等を引用し（一次史料で確認できなかったため）、この時期（琉球処分以後日清戦争時）清国南洋艦隊の琉球米襲に対する防衛強化や対策が行なわれていたと理解されているが、政府がこの可能性についてどのように考えていたのか、またその対応の内実

についてはより深く検討されなくてはならない。今後の検討課題は多岐に及ぶが、日清戦前における沖繩の国防上の位置付けについて、警備隊の設置問題とともにこの事象は一つの手がかりを与えると考へる。

(22) 『官報』第九七五号 明治一九年九月二十九日。

(23) 『鹿児島県史 第四卷』（鹿児島県、一九四三年）八一—九頁。

(24) 『法令全書』。

(25) この規定が改正されるのは、日清戦争中の明治二十七年一月に陸軍軍務局が起案した「徵兵令中改正追加法案」で同条項が、「漸ク以テ施行ス其時期区域及特ニ徵集ヲ免除シ若クハ猶予ス可キモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」とされてからである。この陸軍案は、明治二十八年三月二三日法律第一五号、徵兵令改正によって公布されていた。（遠藤前掲を参照）

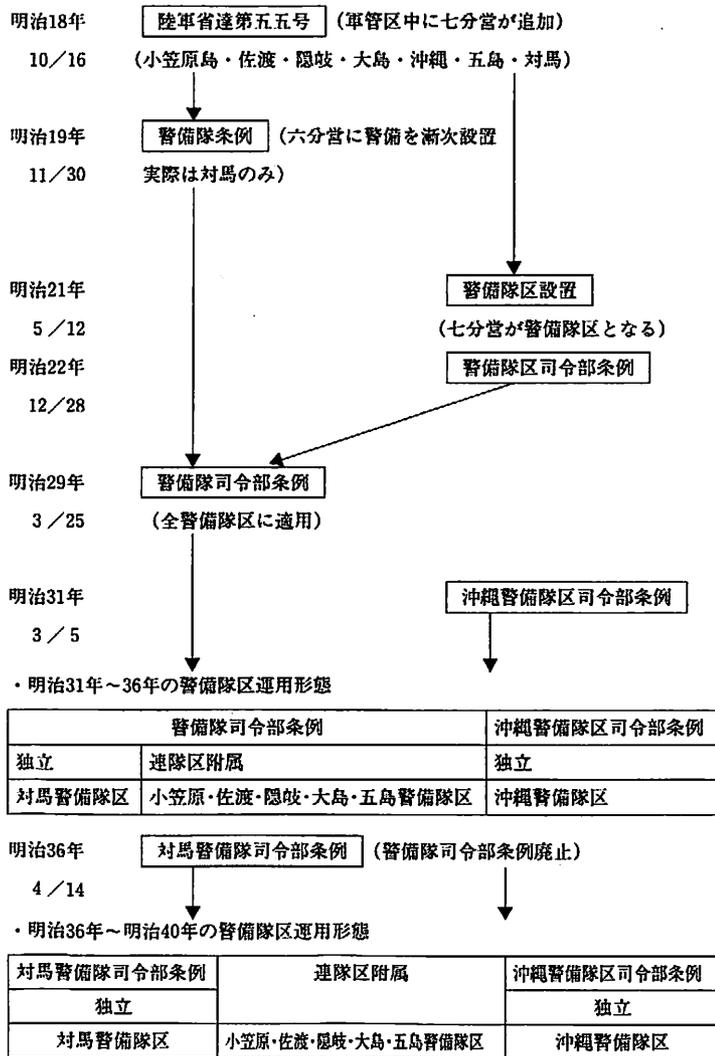
(26) 『松方正義関係文書 第十一卷』（大東文化大学東洋研究所、一九九〇年）。

(27) 「沖繩県本島之部」『征森儀助雜綴第三冊』（KO-49-62）弘前市立弘前図書館蔵。（引用は名護市史編纂室・浦添市立図書館沖繩学研究室所蔵複写製本による。）

### 三章

(1) 「沖繩県及東京府管下小笠原島ニ徵兵令施行ノ件」『沖繩県史 第一三卷 沖繩関係各省公文書』、琉球政府編、一九七二年）。

別図一 警備隊区に指定された島嶼地域の運用法変遷の略年表



(おこたわり)  
 文中の人名敬称については省略させていただいた。

- まとめ
- (1) 警備隊区はその後大正九年には其の制度自体が消滅したが(別図一を参照)、徴兵組織運営方法は、従前とあり警備隊区時代の形態を踏襲しているといえる。このことが制定当初からの決定だったのか、暫定制度であり改正の設定があったのか、等についての判断は現時点では示せない。このため以後の制度変遷も含め、各警備隊区間における比較検討をしていく必要がある。
- (2) ・(3) 『官報』第四四〇一号 明治三十二年三月八日。
- (4) ・(5) 『陸軍省大日記』中『式大日記』 明治三十二年三月所収 防衛庁防衛研究所所蔵。
- (6) 明治一九年の警備隊条例適用時に、山県内務大臣によって問題提示された、沖縄県民の「国家意識」の浸透度等の民度についても、連続と継続していると考えられることも可能であるが、この指摘の条例への反映と関係等については、慎重に検討する事項である。

別図二 沖縄県の軍管区上の位置付け変遷略図

明治12年	9 / 15	鎮台条例	第六軍管第十三師管 琉球分管
	10 / 27	徴兵令	第六軍管熊本鎮台管下諸県 沖縄
明治14年	3 / 19	後備軍司令部条例	(明記なし)
			↓
明治16年	6 / 26	後備軍司令部条例	沖縄県ヲ除ク
	12 / 28	徴兵令	第六軍管区第十一師管 沖縄
			※(現今沖縄県ニ之ヲ行ハス)
			↓
明治17年	1 / 31	七軍管区域表改正	第六軍管区第十一師管熊本管所管国郡区沖縄
		(明治18年改正鎮台条例)	
			↓
明治18年	10 / 6	七軍管区域表追加	沖縄分管追加
			↓
明治21年	5 / 12	陸軍管区表制定	沖縄警備隊区設置 (鹿児島大隊区附属)
明治22年	1 / 21	徴兵令	(本令ハ(中略)沖縄県並東京府管下小笠原島ニハ當分之ヲ施行セス)
			↓
明治28年	3 / 13	徴兵令	(漸ヲ以テ施行ス其時期区域及特ニ徴集ヲ免除シ若クハ猶予ス可キモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム)
			↓
明治31年	3 / 15	勅令第二五八号 陸軍管区表改正	沖縄県へ徴兵令施行 沖縄警備隊区(鹿児島連隊区より独立)
			↓
大正7年	5 / 29	陸軍管区表中改正	沖縄連隊区設置

・明治40年 軍令陸第三号 陸軍管区表改正  
9 / 17 陸軍省告示第二一号  
(対馬・沖縄以外の、連隊区附属であった小笠原・佐渡・隠岐・大島・五島警備隊区が警備隊区から削除され、附属連隊区に統合される)

・明治40年～大正7年までの警備隊区の運用形態

対馬警備隊司令部条例(勅令)	沖縄警備隊区司令部条例
独立	独立
対馬警備隊区	沖縄警備隊区

明治41年 軍令第三号 対馬警備隊区司令部条例改定  
1 / 25

大正7年 軍令陸第十五号 沖縄警備隊司令部条例廃止  
5 / 29 軍令陸第十六号 陸軍管区表改正 沖縄連隊区設置

・大正7年～大正9年の警備隊区の運用形態

対馬警備隊司令部条例(軍令)
独立
対馬警備隊区

大正9年 軍令陸第八号 対馬警備隊司令部条例廃止  
8 / 7 軍令陸第十号 陸軍管区表改正 対馬警備隊区は福岡連隊区に統合  
陸軍管区上から警備隊区は消滅する。